

今月のテーマ

改正医療法が公布されました。美容医療に関する広告(ウェブサイトを含む)規制が強化されます。

- 2017年（H29年）6月14日に「医療法の一部を改正する法律」が公布され、1年以内に施行されることが決定しました。
- この法律の中で「医療に関する広告規制の見直し」に関する事項が、第6条の5に規定されました。
- 医療機関のウェブサイトについて広告規制の対象とはしないものの、虚偽・誇大な内容等の不適切な表示を禁止し現行の広告規制と同様の命令及び罰則を課することができるようにしました。（今まではウェブサイトについての罰則はありませんでした。）
- 今回の規制強化は、美容医療サービスに関する消費者トラブルの相談件数が増加していることを踏まえたものです

<医療広告規制に違反すると考えられる事例>

- ①内容が虚偽にわたる広告
- ②他の病院または診療所と比較して優良である旨の広告
- ③誇大な広告や客観的事実であることを証明することができない内容の広告
- ④公序良俗に反する内容の広告

<ウェブサイトの監視体制>

- ・ウェブサイトの監視体制を強化するための予算が平成29年度に成立する見通しです。
- ・ネットパトロールと称して、受託事業者に監視と追跡調査を委託する方針です。
- ・監視体制のイメージは以下のとおりです。

監視体制のイメージ

